

「ストックホルムマラソン交流事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

ストックホルムマラソン交流事業

2 委託期間

契約締結の日から令和6年7月31日までとする。

3 事業の目的

本委託業務は、スウェーデンで毎年6月第一土曜日に開催されるストックホルムマラソンや在スウェーデン日本人会・日本人補習学校との運動会に金栗トロフィーを贈呈することで、スウェーデンでの認知度向上及び都市間交流の促進を図るものである。

4 業務内容

本委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 事業のコーディネート

- ・5月30日（木）から6月3日（月）までのスウェーデン訪問事業の進行管理、現地での各種手続き。

(2) スウェーデン訪問時の現地通訳の手配

- ・5月31日（金）空港着時点から6月2日（日）空港発時点までのスウェーデン訪問における通訳の手配。

(3) コーディネーターへの支払い業務

- ・在スウェーデン日本国大使館や駐日スウェーデン大使館との交渉を行うコーディネーターへの旅費（東京ーヘルシンキースtockホルム）・宿泊費・日当（日額：5,200円）の支払い業務。

(4) Wi-Fi等機器関連の手配

- ・スウェーデン滞在中に係る通信機器関連（2人分）の手配。

(5) 事業実績報告書の作成業務

- ・本委託事業の事業実績報告書及び関連資料の作成。

5 成果品

本委託業務に関する資料・成果品の権利は、すべて市に帰属するものとし、受託者は市の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。

6 委託業務にかかる経費等

上記「4 業務内容」に掲げる業務を行うために必要であり、かつ受託者が通常業務との仕分けが可能な次の経費。

(1) 事業管理費

本委託事業を実施・遂行する為の管理費用等。

(2) その他事業遂行のための経費

会場借上料、移動費等、本事業を実施するために必要な経費。

(3) 消費税等

(1)～(2)に係る消費税及び地方消費税。

7 業務の進捗状況等の報告等

本委託業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画の提出

見積書提出時に事業実施計画を委託者へ提出すること。

※当該計画に変更があった場合も、変更した事業実施計画書を作成し、委託者に提出すること。

(2) その他

本委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、委託者の定める方法により速やかに報告すること。

8 委託料

委託料の支払は、本仕様書4の(5)にいう「事業実績報告書」提出日から1ヶ月以内に、受託者からの請求を受けて支払う。

9 特記事項

(1) 秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、契約の履行に当たって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

(3) 権利義務の譲渡等

受託者は、委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(4) 再委託の禁止

受託者は、委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(5) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

(6) 本委託業務の経理の別について

この業務に係る経費を明らかにするために、できるだけ、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。

10 その他

(1) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり、委託契約書、当該委託仕様書等で定められた事項に反した場合、虚偽の報告等を行った場合、雇用した者の勤務の実態がない場合等不適正と認められる内容が確認された場合、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものである。

(2) 委託期間中及び委託期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(3) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。

(別添)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査を行うことができる。

(事故報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。